

議案第57号 交野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

1. 条例改正の目的




議案書35P~36P

国の「放課後児童健全育成事業実施要綱」が改正され、放課後児童支援員とみなすことができる者の要件が改正された。

本市においても、放課後児童支援員の確保及び安定的な放課後児童会運営に繋げるため、国の要綱改正に準じ所要の改正を行う。

2. 条例改正の内容

条例第10条第3項に、放課後児童支援員とみなすことができる者の要件の規定を加える。

改正後	現行
<p>放課後児童支援員の要件</p> <p> 保育士等の基礎資格＋認定資格研修修了</p> <p> 保育士等の基礎資格＋認定資格研修 修了予定(※) (放課後児童支援員とみなすことができる者の要件)</p> <p>※市が研修計画を定め、業務に従事した日から2年以内に研修修了を予定している場合</p>	<p>放課後児童支援員の要件</p> <p> 保育士等の基礎資格＋認定資格研修修了</p>

3. 施行日

公布の日から施行する

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和5年10月定例会

	議案第57号 交野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例について	政策等 の区分	計画 ・ 事業 ・ 条例 その他（ ）		
〈政策等の概要〉	〈他の自治体の類似する政策等との比較〉				
放課後児童健全育成事業において、放課後児童支援員に係る認定資格研修修了予定者を放課 後児童支援員とみなすことができる要件を加えるもの。	他市も同様の改正が行われる予定である				
	〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）				
	総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他
〈政策等を必要とする背景〉	〈将来にわたる効果及びコストの状況〉				
放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）に おいて、放課後児童支援員は、保育士等の基礎資格を有し、かつ、都道府県知事等が実施する 研修を修了した者と定められている。 今般、令和5年4月12日付けこ成環第5号こども家庭庁成育局長通知（「放課後児童健全 育成事業」の実施について）において、「基礎資格は有するが、認定資格研修は修了していな い者（修了予定の者）」についても、放課後児童支援員に含むことができる要件が改正された。 本市では、放課後児童支援員が不足している状況であるため、条例の改正により、放課後児 童支援員の安定的な確保を図る。	条例改正により、基礎資格は有するが、認定資格研修は修了していない者であっても、「市が研修計画を 定め、従事することとなってから2年以内に研修修了を予定していること」の要件を満たす場合は、放課 後児童支援員に含むことができることとなるため、放課後児童支援員の確保及び安定的な放課後児童会の 運営に繋がる。				
〈提案に至るまでの経緯〉	〈総合計画等の整合〉				
令和5年8月28日 教育委員会定例会に当該条例改正案を諮った。	まちづくりの目標 政策分野または経営方針 施策	目 標	1 みんなで子どもを育み、子どもがのびのびと学ぶまち		
		分野・方針	1 子育て		
		施 策	安定的な放課後児童会の運営		
	○その他の計画（該当する場合のみ）				
〈市民参加の状況〉	計画名称				
	策定年度				
	計画期間				
有 ・ 無 （パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）					
	〈政策等の実施時期〉		公布の日		
	担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）		
	生涯学習推進部	青少年育成課	有 ・ 無（条例新旧対照表他）		

交野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第22号）新旧対照表

新	旧
<p>(職員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修（以下「認定資格研修」という。）を修了したもの（市が放課後児童健全育成事業者と相談して定める研修計画において、放課後児童支援員としての業務に従事することとなつてから2年以内に認定資格研修を修了することを予定している者を含む。）でなければならない。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>(職員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修_____を修了したもの_____でなければならない。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>4・5 (略)</p>